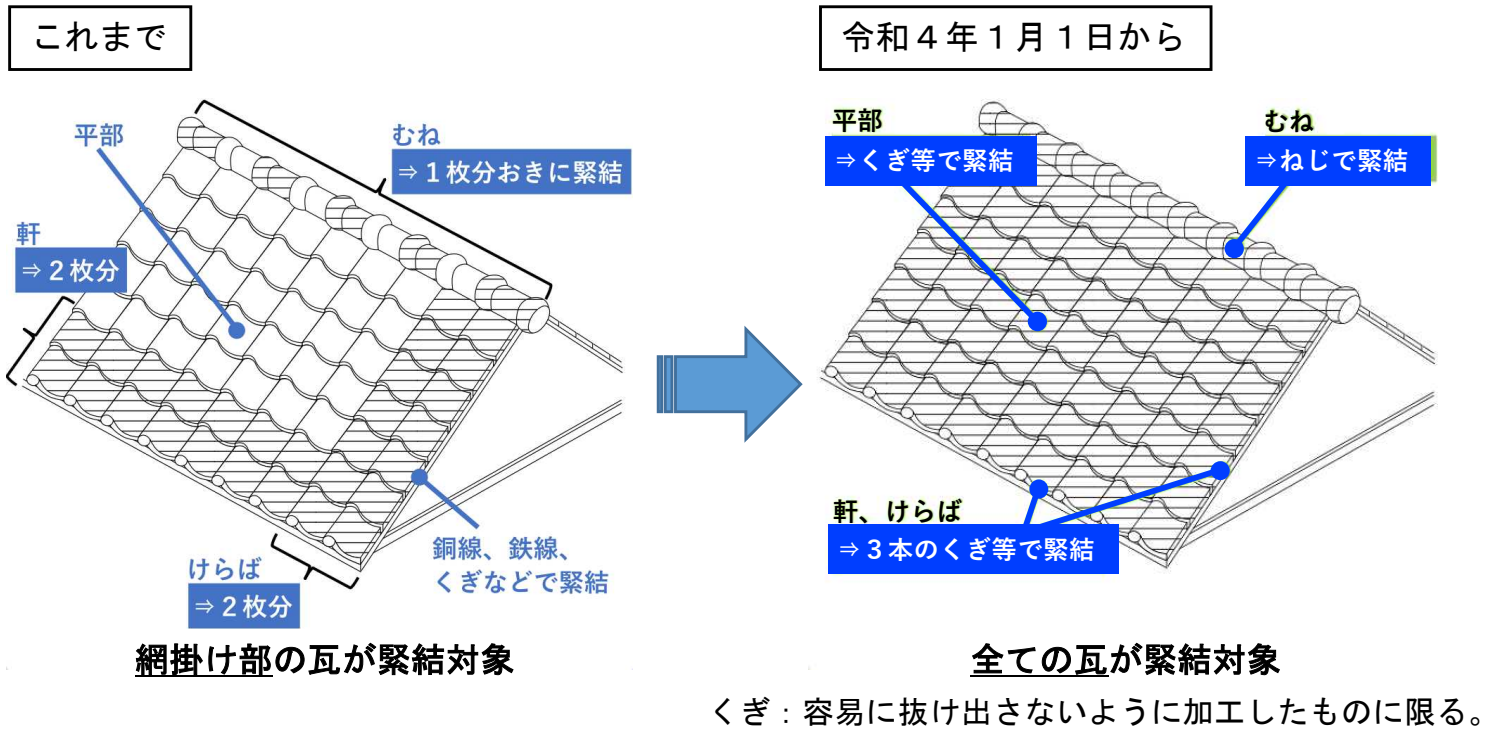


瓦屋根の耐風診断および耐風改修にかかる費用の一部を支援します。

近年、強い台風の上陸により、建築物の瓦が脱落、飛散するなどの大きな被害が発生しています。このような被害を防ぐために、令和4年1月から瓦の緊結方法等を定める基準が改正されました。

1 改正の概要



2 補助の流れと対象となる費用

ステップ1

耐風診断

有資格者等(かわらぶき技能士、瓦屋根工事技士、瓦屋根診断技士、又は建築士等)が瓦の緊結方法等を定める基準に適合しているか診断

耐風診断費(税抜)の2/3の額。最大 **2万1千円補助**

ステップ2【基準に不適合の場合】

耐風改修

基準に適合する瓦屋根、スレート屋根や金属屋根等に『全面改修』

工事費(税抜)または屋根面積(m²) × 2万4千円の23%のいずれか低い額。
最大 **55万2千円補助**

3 補助の対象となる建築物

耐風診断

次の全ての要件に該当するもの

- ・宮崎市内に在するもの
- ・令和3年12月31日以前に着工された建築物で、屋根が粘土瓦またはプレスセメント瓦葺きのもの
- ・建築基準関係規定に適合しているもの

耐風改修

次の全ての要件に該当するもの

- ・上記の耐風診断の要件に該当するもの
- ・耐風診断の結果、瓦の緊結方法等を定める基準に適合していないと診断されたもの

4 補助の対象者

次の全ての要件に該当するもの

- ・上記の補助の対象となる建築物の所有者、管理者または、占有者（管理者、占有者の方は、所有者からの同意書が必要となります。）
- ・市税の滞納がないこと
- ・暴力団関係者でないこと

5 申込受付期間と募集予定件数

種別	申込受付期間(令和5年度)	募集予定件数
耐風診断	5月22日(月)から 9月29日(金)まで	3件程度
耐風改修		3件程度

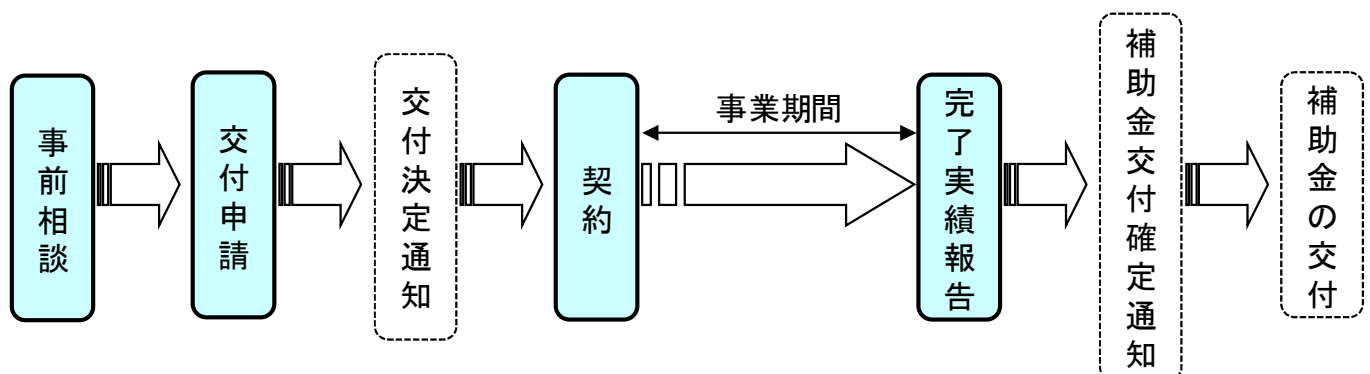
令和5年11月30日(木)までに事業完了の確認ができるものが対象となります。
申込受付については『先着順』とし、予算額に達し次第受付を終了させていただきます。

6 申請の流れ

耐風診断と耐風改修それぞれ申請が必要となります。

交付決定の前に契約、着手した場合は、補助の対象となりません。

申請手続き(: 申請者、 : 宮崎市)



詳しくは市ホームページへ



問い合わせ先

宮崎市建築行政課 安全推進係

電話：0985-21-1813